

# 介護職との医療連携と 現状の医療行為の問題点等の調査

特定非営利活動法人 東京都介護福祉士会

〒135-0003 東京都江東区猿江 1-3-7 パーク・ノヴァ猿江恩賜公園 102 号

## 助成事業の概要

### 実施目的

わが国では急速に少子高齢社会が進展し、この傾向は今後も 2050 年をピークとして続くことが予測される中、慢性疾患等を持つ方が住みなれた自宅で暮らし続けるためには医療従事者の関与が必須となる。

在宅介護の現場では、介護職が単独で利用者宅を訪問し介護を提供する。様々な疾患を抱えている高齢の者等に対して適切な介護を提供するためには、個々の利用者の病状を観察により把握し、健康管理上、身体的変化や精神的変化について看護職（医療職）と情報交換を行うことが重要である。

しかしながら、現状では看護職との連携が必ずしも適切に行われているとはいえない現状がある。

本事業では、在宅における医療行為の連携体制構築を目的として、研修及び調査事業を実施する。

### 開催時期

医療行為の実施に際し、介護職と医療従事者との連携における課題等調査事業

平成 24 年 3 月 25 日

東京しごとセンター地下講堂

### 内容

講義 1 「介護と医療（とりわけ看護）との適切な連携とは」

講義 2 「介護職の原点を忘れていませんか？ -

介護と看護の連携のために -」

講義終了後、受講生に対して「日ごろの業務で行っている中で、どんな時に困ることがあるのか、どのようなときに判断に迷ったりしているのか等」アンケートを実施する。

## 事業の成果

本事業で実施した研修終了後アンケートから見てきたものが二点ありました。

まず一つめは『単に医療行為をすることだけでは介護職と看護職の連携は向上しない』という意識が介護現場にはあることです。実際に特別養護老人ホーム等における介護職は看護の実務（医療行為）を行っていることが指摘されています。しかし、今回の調査結果では「介護職が法律で許されていない医療行為（インシュリン注射や摘便等）を看護職に代わって行う」ことで介護と看護の連携が向上するとした回答者はわずかでした。

二つめは、『単に医療行為をすることだけでは介護職と看護職の連携は向上しない』とう意識と共に、介護現場では『介護と看護の協働』と『お互いの職種に対する理解』を強く求めているということです。具体的にあげるとすれば、「常に看護職と介護職は合同でミーティング（カンファレンス）を行う」、「常に申送りは介護職と看護職が合同で行う」、「介護職に馴染みのない医学的専門用語は、看護職が介護職に分かりやすい言葉で説明をする機会を設ける」などです。

しかし、実際これら『介護と看護の協働』と『お互いの職種に対する理解』を実行しているのかを

尋ねると、その実行率は半数程度でした。つまり、連携の必要性と効果を十分に理解しながらも実行できていない現状を明らかにすることができました。

連携向上のために必要な『介護と看護の協働』と『お互いの職種に対する理解』が実践できない背景として、回答者の自由記述を概観すると、常に業務に追われている現場、人手不足により綿密なミーティングが行いたくてもできないという状況がみられました。その結果、お互いの職種に対する不信が生まれ、“見えない壁”を創ってしまっているものと考えられます。

このことから本事業を行ったことにより、介護と医療（とりわけ看護）との適切な連携の問題点、問題解決への糸口が見えるものとなりました。

## ■ 今後の展開

問題点である“見えない壁”は、利用者にも“見えない壁”になっていると考えます。利用者、またその家族は介護職と看護職が連携して支援していると思っています。しかし、壁が“見えない壁”となっているために連携ができていないことに気づくことさえできない状況です。

このことから、利用者支援のために最善を尽くすことが介護職、看護職の根底にあることに異論はないはずなので、それならばお互いに意思疎通をはかり、『介護と看護の協働』と『お互いの職種に対する理解』をすすめていくことが利用者の「最善の介護サービス、そして最善の医療（看護）サービスを受ける権利」を守ることになるのではないだろうかと考えます。

引き続き、介護と医療（とりわけ看護）との適切な連携が図れるようになるよう調査研究を続けていきたいと考えます。